区分番号Ｍ０１８－２に掲げる３次元プリント有床義歯を製作することを目的として、歯科医師が歯科技工士に情報通信機器を用いて意見を求め、その内容を踏まえて、補綴時診断を行った場合には、歯科技工士連携加算２として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に２以上の新たな欠損補綴について説明を行った場合であっても、歯科技工士連携加算２は１回として算定する。

５　注３及び注４に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号Ｍ００３に掲げる印象採得の注１及び注２に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２は、同日に行った場合を除き、別に算定する。

６　注３及び注４に規定する歯科技工士連携加算１及び歯科技工士連携加算２は、１装置につき、いずれか１つのみ算定する。

７　２については、区分番号Ｍ０２９に掲げる有床義歯修理又は区分番号Ｍ０３０に掲げる有床義歯内面適合法を実施した場合に算定する。

８　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｍ０００－２　クラウン・ブリッジ維持管理料（１装置につき）

１　歯冠補綴物　100点

２　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　330点

３　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　440点

注１　クラウン・ブリッジ維持管理料を保険医療機関単位で算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。

２　当該所定点数には、注１の歯冠補綴物又はブリッジを保険医療機関において装着した日から起算して２年以内に、当該保険医療機関が当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した場合の補綴関連検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用が含まれる。

３　当該保険医療機関において歯冠補綴物又はブリッジを装着した日から起算して２年以内に行った次に掲げる診療に係る費用は、別に算定できない。

イ　当該歯冠補綴物又はブリッジを装着した歯に対して行った充填

ロ　当該歯冠補綴物又はブリッジが離脱した場合の装着

４　通則第４号に掲げる加算を算定する場合又は区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定した場合は、算定できない。

Ｍ０００－３　広範囲顎骨支持型補綴診断料（１口腔につき）　1,800点

注１　当該診断料は、区分番号Ｊ１０９に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該手術及び区分番号Ｍ０２５－２に掲げる広範囲顎骨支持型補綴を行うに当たって、病名、症状、治療内容、治療部位及び治療に使用する材料等について、患者に対し説明を行った場合に算定する。

２　同一患者につき、当該診断料を算定すべき診断を２回以上行った場合は、１回目の診断を行ったときに限り算定する。

３　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

４　当該補綴以外の欠損補綴の診断を同時に行った場合は、区分番号Ｍ０００に掲げる補綴時診断料は、所定点数に含まれ別に算定できない。

Ｍ００１　歯冠形成（１歯につき）

１　生活歯歯冠形成

イ　金属冠　306点

ロ　非金属冠　306点

ハ　既製冠　120点

２　失活歯歯冠形成

イ　金属冠　166点

ロ　非金属冠　166点

ハ　既製冠　114点

３　窩洞形成

イ　単純なもの　60点

ロ　複雑なもの　86点

注１　１のイ及びロ、２のイ及びロ並びに３のロについて、ブリッジの支台歯として歯冠形成を行った場合は、ブリッジ支台歯形成加算として１歯につき20点を所定点数に加算する。

２　１のイについて、前歯の４分の３冠、前歯のレジン前装金属冠、レジン前装チタン冠及びチタンブリッジ（レジン前装を行う場合に限る。）のための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。

３　１のイについて、臼歯のレジン前装金属冠及びチタンブリッジ（レジン前装を行う場合に限る。）のための支台歯の歯冠形成は、340点を所定点数に加算する。

４　１のイについて、接着冠のための支台歯の歯冠形成は、接着冠形成加算として、490点を所定点数に加算する。

５　１のロについて、ＣＡＤ／ＣＡＭ冠又は高強度硬質レジンブリッジのための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。

６　２のイについて、前歯の４分の３冠、前歯のレジン前装金属冠、レジン前装チタン冠又はチタンブリッジ（レジン前装を行う場合に限る。）のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。

７　２のイについて、臼歯のレジン前装金属冠及びチタンブリッジ（レジン前装を行う場合に限る。）のための支台歯の歯冠形成は、300点を所定点数に加算する。

８　２のロについて、ＣＡＤ／ＣＡＭ冠又は高強度硬質レジンブリッジのための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。

９　３について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により無痛的に窩洞形成を行った場合は、う蝕歯無痛的窩洞形成加算として、40点を所定点数に加算する。

10　３について、ＣＡＤ／ＣＡＭインレーのための窩洞形成は、150点を所定点数に加算する。

11　麻酔（通則第10号のただし書に規定する場合を除く。）、薬剤等の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｍ００１－２　即時充填形成（１歯につき）　128点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により無痛的に即時充填形成を行った場合は、う蝕歯無痛的窩洞形成加算として、40点を所定点数に加算する。

２　麻酔、歯髄保護処置、特定薬剤、窩洞形成等の費用は、所定点数に含まれる。

Ｍ００１－３　インレー修復形成（１歯につき）　120点

注１　ＣＡＤ／ＣＡＭインレーのための窩洞形成は、150点を所定点数に加算する。

２　麻酔、歯髄保護処置、特定薬剤、窩洞形成等の費用は、所定点数に含まれる。

Ｍ００１－４　補綴前処置（１装置につき）　40点

Ｍ００２　支台築造（１歯につき）

１　間接法

イ　メタルコアを用いた場合

(1)　大臼歯　181点

(2)　小臼歯及び前歯　155点

ロ　ファイバーポストを用いた場合

(1)　大臼歯　221点

(2)　小臼歯及び前歯　190点